

## 中华人民共和国劳动争议调解仲裁法

（中华人民共和国主席令第八十号 2007年12月29日公布 2008年5月1日起施行）

### 第一章 总 则

第一条 为了公正及时解决劳动争议，保护当事人合法权益，促进劳动关系和谐稳定，制定本法。

第二条 中华人民共和国境内的用人单位与劳动者发生的下列劳动争议，适用本法：

- （一）因确认劳动关系发生的争议；
- （二）因订立、履行、变更、解除和终止劳动合同发生的争议；
- （三）因除名、辞退和辞职、离职发生的争议；
- （四）因工作时间、休息休假、社会保险、福利、培训以及劳动保护发生的争议；
- （五）因劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金等发生的争议；
- （六）法律、法规规定的其他劳动争议。

第三条 解决劳动争议，应当根据事实，遵循合法、公正、及

## 中華人民共和国労働紛争調停仲裁法

（中華人民共和国主席令第八十号 2007年12月29日公布 2008年5月1日より施行）

### 第1章 総則

第1条 労働紛争を公正かつ遅延なく解決し、当事者の合法的な權益を保護し、なおかつ労働関係の調和・安定を促進するため、本法律を制定する。

第2条 中華人民共和国国内における使用者と労働者との間に発生した次の各号に掲げる労働紛争について、本法律を適用する。

- （1）労働関係の確認により発生した紛争。
- （2）労働契約の締結、履行、変更、解除及び終了により発生した紛争。
- （3）除名もしくは解雇又は退職もしくは離職により発生した紛争。
- （4）勤務時間、休息休暇、社会保険、福利、研修及び労働保護により発生した紛争。
- （5）労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金等により発生した紛争。
- （6）法律及び法規に規定されるその他の労働紛争。

第3条 労働紛争を解決する場合、事実に基づき、合法、公正、

時、着重調解の原則，依法保护当事人的合法权益。

第四条 发生劳动争议，劳动者可以与用人单位协商，也可以  
请工会或者第三方共同与用人单位协商，达成和解协议。 第4条

第五条 发生劳动争议，当事人不愿协商、协商不成或者达成  
和解协议后不履行的，可以向调解组织申请调解；不愿调解、调解  
不成或者达成调解协议后不履行的，可以向劳动争议仲裁委员会申  
请仲裁；对仲裁裁决不服的，除本法另有规定的外，可以向人民法  
院提起诉讼。 第5条

第六条 发生劳动争议，当事人对自己提出的主张，有责任提  
供证据。与争议事项有关的证据属于用人单位掌握管理的，用人单  
位应当提供；用人单位不提供的，应当承担不利后果。 第6条

第七条 发生劳动争议的劳动者一方在十人以上，并有共同请  
求的，可以推举代表参加调解、仲裁或者诉讼活动。 第7条

第八条 县级以上人民政府劳动行政部门会同工会和企业方面  
代表建立协调劳动关系三方机制，共同研究解决劳动争议的重大问  
题。 第8条

適時及び調停に重点をおくという原則に則り、法に基づいて当事者の合法的な權益を保護しなければならない。労働紛争が発生した場合、労働者は、使用者と協議して和解合意に達することができ、また、労働組合又は第三者に要請して共同で使用者と協議して和解合意に達することもできる。

労働紛争が発生した場合において、当事者が協議を希望せず、協議が不調であり、又は和解合意に達した後に履行しないときは、調停組織に調停を申立てることができる。調停を希望せず、調停が不調であり、又は調停合意に達した後に履行しないときは、労働紛争仲裁委員会に仲裁を申立てることができる。仲裁判断に対して不服のある場合には、本法律に別段の定めがある場合を除き、人民法院に訴訟を提起することができる。

労働紛争が発生した場合、当事者は、自らの提出する主張に対し、証拠を提供する責任を有する。紛争事項と関係する証拠が使用者により掌握・管理されている場合には、使用者は、当該証拠を提供しなければならない。使用者は、当該証拠を提供しない場合、不利な結果を負わなければならない。

労働紛争の発生した労働者側が10名以上であり、なおかつ共同請求のある場合、代表を推挙して調停、仲裁又は訴訟活動に参加させることができる。

県級以上の人民政府の労働行政部門は、労働組合及び企業側の代表と共同して労働関係三者調整システムを確立し、労働紛争にかかる重大問題を共同で検討・解決す

第九条 用人单位违反国家规定，拖欠或者未足额支付劳动报酬，或者拖欠工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金的，劳动者可以向劳动行政部门投诉，劳动行政部门应当依法处理。

## 第二章 调 解

第十条 发生劳动争议，当事人可以到下列调解组织申请调解：  
（一）企业劳动争议调解委员会；  
（二）依法设立的基层人民调解组织；  
（三）在乡镇、街道设立的具有劳动争议调解职能的组织。

企业劳动争议调解委员会由职工代表和企业代表组成。职工代表由工会成员担任或者由全体职工推举产生，企业代表由企业负责人指定。企业劳动争议调解委员会主任由工会成员或者双方推举的人员担任。

第十一条 劳动争议调解组织的调解员应当由公道正派、联系群众、热心调解工作，并具有一定法律知识、政策水平和文化水平的成年公民担任。

第十二条 当事人申请劳动争议调解可以书面申请，也可以口

第9条

第10条

第11条

第12条

る。  
使用者が国の規定に違反し、労働報酬の支払いを遅延し、もしくは満額を支払わず、又は労災医療費、経済補償もしくは賠償金の支払いを遅延した場合、労働者は、労働行政部門に苦情を申立てることができ、労働行政部門は、法に基づいて処理しなければならない。

## 第 2 章 調 停

労働紛争が発生した場合、当事者は次の各号に掲げる調停組織に調停を申立てることができる。

- (1) 企業労働紛争調停委員会。
- (2) 法に基づいて設立された基層人民調停組織。
- (3) 郷鎮及び街道において設立された労働紛争の調停職能を有する組織。

企業労働紛争調停委員会は、従業員代表及び企業代表により構成される。従業員代表は労働組合の構成員がその任務を担当し、又は従業員全体の推挙により選出され、企業代表は企業責任者が指定する。企業労働紛争調停委员会主任は、労働組合の構成員又は双方の推挙する人員が担任する。

労働紛争調停組織の調停員は、公正であり、大衆と関係し、調停業務に熱心であり、なおかつ一定の法律知識、政策水準及び文化水準を有する成人の公民がこれをしてその任務を担当しなければならない。

当事者は、労働紛争調停を申立てる場合、書面により申

口头申请。口头申请的，调解组织应当当场记录申请人基本情况、申请调解的争议事项、理由和时间。

第十三条 调解劳动争议，应当充分听取双方当事人对事实和理由的陈述，耐心疏导，帮助其达成协议。

第十四条 经调解达成协议的，应当制作调解协议书。

调解协议书由双方当事人签名或者盖章，经调解员签名并加盖调解组织印章后生效，对双方当事人具有约束力，当事人应当履行。

自劳动争议调解组织收到调解申请之日起十五日内未达成调解协议的，当事人可以依法申请仲裁。

第十五条 达成调解协议后，一方当事人在协议约定期限内不履行调解协议的，另一方当事人可以依法申请仲裁。

第十六条 因支付拖欠劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金事项达成调解协议，用人单位在协议约定期限内不履行的，劳动者可以持调解协议书依法向人民法院申请支付令。人民法院应当依法发出支付令。

第13条 労働紛争を調停する場合、事実及び理由に対する当事者双方の陳述を十分に聴取し、根気強く意思の疎通をはかり、当該当事者が合意に達するようサポートしなければならない。

第14条 調停を経て合意に達した場合には、調停合意書を作成しなければならない。

調停合意書は、当事者双方が署名し、又は捺印し、調停員による署名及び調停組織の捺印を経た後に効力が発生し、当事者双方に対し拘束力を有し、当事者は、当該調停合意を履行しなければならない。

労働紛争調停組織が調停申立てを受領した日から15日以内に調停合意に達しない場合、当事者は、法に基づいて仲裁を申立てることができる。

第15条 調停合意に達した後に、当事者の一方が合意に約定した期間内に調停合意を履行しない場合には、他方当事者は、法に基づいて仲裁を申立てることができる。

第16条 未払いの労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金の支払事項に調停合意に達したものの、使用者が合意に約定した期間内に当該調停合意を履行しない場合には、労働者は、調停合意書を持って法に基づいて人民法院に支払札状を申立てることができる。人民法院は、法に基づいて支払令状を発行しなければならない。

### 第三章 仲 裁

#### 第一节 一般规定

第十七条 劳动争议仲裁委员会按照统筹规划、合理布局和适应实际需要的原则设立。省、自治区人民政府可以决定在市、县设立；直辖市人民政府可以决定在区、县设立。直辖市、设区的市也可以设立一个或者若干个劳动争议仲裁委员会。劳动争议仲裁委员会不按行政区划层层设立。

第十八条 国务院劳动行政部门依照本法有关规定制定仲裁规则。省、自治区、直辖市人民政府劳动行政部门对本行政区域的劳动争议仲裁工作进行指导。

第十九条 劳动争议仲裁委员会由劳动行政部门代表、工会代表和企业方面代表组成。劳动争议仲裁委员会组成人员应当是单数。

劳动争议仲裁委员会依法履行下列职责：

- （一）聘任、解聘专职或者兼职仲裁员；
- （二）受理劳动争议案件；
- （三）讨论重大或者疑难的劳动争议案件；
- （四）对仲裁活动进行监督。

### 第 3 章 仲裁

#### 第 1 節 一般規定

第17条 労働紛争仲裁委員会は、統一的に手配し、合理的に配置し、ならびに実際の必要性に応じるという原則に則り、これを設立する。省及び自治区の人民政府は市及び県における設立について決定することができ、直轄市人民政府は区及び県における設立について決定することができる。直轄市及び区を設ける市においては、1つ又は若干の労働紛争仲裁委員会を設立することもできる。労働紛争仲裁委員会は、行政区画の階層ごとには設立しない。

第18条 国务院の労働行政部門は、本法律の關係規定に基づいて仲裁規則を制定する。省、自治区及び直轄市の人民政府の労働行政部門は、当該行政区域の労働紛争仲裁業務に指導を行う。

第19条 労働紛争仲裁委員会は、労働行政部門代表、労働組合代表及び企業側代表により構成される。労働紛争仲裁委員会の構成人員は、これを奇数としなければならない。労働紛争仲裁委員会は、法に基づいて次の各号に掲げる職責を履行する。

- （1）専任又は兼任の仲裁員の任命及び解任。
- （2）労働紛争案件の受理。
- （3）重大であり、又は難解な労働紛争案件の討論。

劳动争议仲裁委员会下设办事机构，负责办理劳动争议仲裁委员会的日常工作。

第二十条 劳动争议仲裁委员会应当设仲裁员名册。

仲裁员应当公道正派并符合下列条件之一：

- （一）曾任审判员的；
- （二）从事法律研究、教学工作并具有中级以上职称的；
- （三）具有法律知识、从事人力资源管理或者工会等专业工作满五年的；
- （四）律师执业满三年的。

第二十一条 劳动争议仲裁委员会负责管辖本区域内发生的劳动争议。

劳动争议由劳动合同履行地或者用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会管辖。双方当事人分别向劳动合同履行地和用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会申请仲裁的，由劳动合同履行地的劳动争议仲裁委员会管辖。

第二十二条 发生劳动争议的劳动者和用人单位为劳动争议仲裁案件的双方当事人。

劳务派遣单位或者用工单位与劳动者发生劳动争议的，劳务派遣单位和用工单位为共同当事人。

（4） 仲裁活動に対する監督。

労働紛争仲裁委員会は、その下に事務取扱機構を設け、労働紛争仲裁委員会の日常業務の取扱いに責任を負わせる。

第20条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁員の名簿を設けなければならない。

仲裁員は、公正であり、なおかつ次の各号に掲げる条件の1つに合致しなければならない。

- （1） 過去において裁判員を担当した者。
- （2） 法律の研究又は教授に従事し、なおかつ中級以上の職務肩書を有する者。
- （3） 法律知識を有し、なおかつ人的資源管理又は労働組合等の専門業務に5年以上従事する者。
- （4） 弁護士業務執行が3年以上ある者。

第21条 労働紛争仲裁委員会は、当該区域内で発生した労働紛争を管轄することに責任を負う。

労働紛争は、労働契約履行地又は使用者所在地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。当事者双方がそれぞれ労働契約履行地及び使用者所在地の労働紛争仲裁委員会に仲裁を申立てる場合には、労働契約履行地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。

第22条 労働紛争の発生した労働者及び使用者は、これを労働紛争仲裁案件の当事者双方とする。

労務派遣機関又は使用者と労働者との間で労働紛争が発生した場合、労務派遣機関及び使用者は、これを共同の当事者とする。

第二十三条 与劳动争议案件的处理结果有利害关系的第三人，可以申请参加仲裁活动或者由劳动争议仲裁委员会通知其参加仲裁活动。

第二十四条 当事人可以委托代理人参加仲裁活动。委托他人参加仲裁活动，应当向劳动争议仲裁委员会提交有委托人签名或者盖章的委托书，委托书应当载明委托事项和权限。

第二十五条 丧失或者部分丧失民事行为能力的劳动者，由其法定代理人代为参加仲裁活动；无法定代理人的，由劳动争议仲裁委员会为其指定代理人。劳动者死亡的，由其近亲属或者代理人参加仲裁活动。

第二十六条 劳动争议仲裁公开进行，但当事人协议不公开进行或者涉及国家秘密、商业秘密和个人隐私的除外。

## 第二节 申请和受理

第二十七条 劳动争议申请仲裁的时效期间为一年。仲裁时效期间从当事人知道或者应当知道其权利被侵害之日起计算。

前款规定的仲裁时效，因当事人一方向对方当事人主张权利，或者向有关部门请求权利救济，或者对方当事人同意履行义务而中断。从中断时起，仲裁时效期间重新计算。

第23条 労働紛争案件の処理結果と利害関係を有する第三者は、仲裁活動への参加を申立てることができ、又は、労働紛争仲裁委員会が当該第三者に通知して仲裁活動に参加させることができる。

第24条 当事者は、代理人に委託して仲裁活動に参加させることができる。他人に委託して仲裁活動に参加させる場合、労働紛争仲裁委員会に委託者の署名又は捺印のある委託書を提出しなければならない。委託書には、委託事項及び権限が記載されなければならない。

第25条 民事行為能力を喪失し、又は一部喪失している労働者については、当該労働者の法定代理人が当該労働者を代理して仲裁活動に参加する。法定代理人がない場合には、労働紛争仲裁委員会が当該労働者のために代理人を指定する。労働者が死亡した場合には、当該労働者の近親者又は代理人が仲裁活動に参加する。

第26条 労働紛争仲裁は、公開により行う。但し、当事者が公開により行わないことに合意した場合や国の秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる場合を除く。

## 第2節 申立て及び受理

第27条 労働紛争について仲裁を申立てる場合の時効期間は、1年とする。仲裁時効期間は、当事者が自らの権利が侵害されたことを知り、又は知るべき日から起算する。前項に規定される仲裁時効は、当事者の一方が相手方の当事者に権利を主張し、もしくは関係部門に権利救済を

因不可抗力或者有其他正当理由，当事人不能在本条第一款规定的仲裁时效期间申请仲裁的，仲裁时效中止。从中止时效的原因消除之日起，仲裁时效期间继续计算。

劳动关系存续期间因拖欠劳动报酬发生争议的，劳动者申请仲裁不受本条第一款规定的仲裁时效期间的限制；但是，劳动关系终止的，应当自劳动关系终止之日起一年内提出。

第二十八条 申请人申请仲裁应当提交书面仲裁申请，并按照被申请人人数提交副本。

仲裁申请书应当载明下列事项：

- （一）劳动者的姓名、性别、年龄、职业、工作单位和住所，用人单位的名称、住所和法定代表人或者主要负责人的姓名、职务；
- （二）仲裁请求和所根据的事实、理由；
- （三）证据和证据来源、证人姓名和住所。

书写仲裁申请确有困难的，可以口头申请，由劳动争议仲裁委员会记入笔录，并告知对方当事人。

請求し、又は相手方の当事者が義務の履行に同意することにより中断される。中断の時から、仲裁時効期間は、新たに計算する。

不可抗力その他の正当な理由により、当事者が本条第1項に規定される仲裁時効期間において仲裁を申立てることができなかつた場合、仲裁時効は、停止する。時効停止の事由が消滅した日から、仲裁時効期間は、継続して計算する。

労働関係の存続期間において労働報酬の支払遅延により紛争が発生した場合、労働者の仲裁申立ては、本条第1項に規定される仲裁時効期間の制限を受けない。但し、労働関係が終了した場合には、労働関係終了の日から1年以内に提出しなければならない。

第28条 申立人は、仲裁を申立てる場合、書面による仲裁申立てを提出し、なおかつ被申立人の人数に従い副本を提出しなければならない。

仲裁申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 労働者の氏名、性別、年齢、職業、業務単位及び住所、使用者の名称及び住所ならびに法定代表者又は主たる責任者の氏名及び職務。
- (2) 仲裁請求ならびに根拠となる事実及び理由。
- (3) 証拠及び証拠の出処ならびに証人の氏名及び住所。

仲裁申立てを書面にすることが確かに困難のある場合、口頭で申請することができ、労働紛争仲裁委員会が記録

第二十九条 劳动争议仲裁委员会收到仲裁申请之日起五日内，认为符合受理条件的，应当受理，并通知申请人；认为不符合受理条件的，应当书面通知申请人不予受理，并说明理由。对劳动争议仲裁委员会不予受理或者逾期未作出决定的，申请人可以就该劳动争议事项向人民法院提起诉讼。

第三十条 劳动争议仲裁委员会受理仲裁申请后，应当在五日内将仲裁申请书副本送达被申请人。

被申请人收到仲裁申请书副本后，应当在十日内向劳动争议仲裁委员会提交答辩书。劳动争议仲裁委员会收到答辩书后，应当在五日内将答辩书副本送达申请人。被申请人未提交答辩书的，不影响仲裁程序的进行。

### 第三节 开庭和裁决

第三十一条 劳动争议仲裁委员会裁决劳动争议案件实行仲裁庭制。仲裁庭由三名仲裁员组成，设首席仲裁员。简单劳动争议案件可以由一名仲裁员独任仲裁。

第29条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受領した日から5日以内に、受理条件に合致すると認める場合、これを受理し、なおかつ申立人に通知しなければならない。受理条件に合致しないと認める場合には、受理しないことを書面により申立人に通知し、なおかつ理由を説明しなければならない。労働紛争仲裁委員会が受理せず、又は期限を徒過して決定をしない場合については、申立人は、当該労働紛争事項について人民法院に訴訟を提起することができる。

第30条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受領した後5日以内に仲裁申立書の副本を被申立人に送達しなければならない。被申立人は、仲裁申立書の副本を受領した後10日以内に労働紛争仲裁委員会に答弁書を提出しなければならない。労働紛争仲裁委員会は、答弁書を受領した後5日以内に答弁書の副本を申立人に送達しなければならない。被申立人が答弁書を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

### 第3節 開廷及び仲裁判断

第31条 労働紛争仲裁委員会は、労働紛争案件を判断する場合、仲裁庭制を実行する。仲裁庭は3名の仲裁員により構成され、首席仲裁員を設置する。簡易な労働紛争案件は、1名の仲裁員が単独で仲裁することができる。

第三十二条 劳动争议仲裁委员会应当在受理仲裁申请之日起五日内将仲裁庭的组成情况书面通知当事人。

第三十三条 仲裁员有下列情形之一，应当回避，当事人也有权以口头或者书面方式提出回避申请：

- （一）是本案当事人或者当事人、代理人的近亲属的；
- （二）与本案有利害关系的；
- （三）与本案当事人、代理人有其他关系，可能影响公正裁决的；

（四）私自会见当事人、代理人，或者接受当事人、代理人的请客送礼的。

劳动争议仲裁委员会对回避申请应当及时作出决定，并以口头或者书面方式通知当事人。

第三十四条 仲裁员有本法第三十三条第四项规定情形，或者有索贿受贿、徇私舞弊、枉法裁决行为的，应当依法承担法律责任。劳动争议仲裁委员会应当将其解聘。

第三十五条 仲裁庭应当在开庭五日前，将开庭日期、地点书面通知双方当事人。当事人有正当理由的，可以在开庭三日前请求延期开庭。是否延期，由劳动争议仲裁委员会决定。

第32条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受理した日から5日以内に仲裁廷の構成状況を書面により当事者に通知しなければならない。

第33条 仲裁員は、次の各号に掲げる事由の1つに該当する場合には回避しなければならない。当事者もまた、口頭又は書面により回避申立てを提出する権利を有する。

- (1) 当該案件の当事者であり、又は当事者もしくは代理人の近親者であるとき。
- (2) 当該案件と利害関係を有するとき。
- (3) 当該案件の当事者又は代理人とその他の関係を有し、なおかつ公正な仲裁判断に影響をもたらすおそれのあるとき。
- (4) 密かに当事者もしくは代理人と会見し、又は当事者もしくは代理人の接待・贈与を受けたとき。

労働紛争仲裁委員会は、回避申立てに対し、遅延なく決定をし、なおかつ口頭又は書面により当事者に通知しなければならない。

第34条 仲裁員は、前条第(4)号に規定される事由に該当し、又は賄賂を請求し、もしくは収受し、私情により不正をはたらき、もしくは法を曲げて判断する行為をした場合には、法に基づいて法律上の責任を負わなければならない。労働紛争仲裁委員会は、当該仲裁員を解任しなければならない。

第35条 仲裁廷は、開廷5日前までに、開廷日及び場所を書面により当事者双方に通知しなければならない。当事者は、正当な理由がある場合には、開廷3日前までに開廷の延

第三十六条 申请人收到书面通知，无正当理由拒不到庭或者未经仲裁庭同意中途退庭的，可以视为撤回仲裁申请。

被申请人收到书面通知，无正当理由拒不到庭或者未经仲裁庭同意中途退庭的，可以缺席裁决。

第三十七条 仲裁庭对专门性问题认为需要鉴定的，可以交由当事人约定的鉴定机构鉴定；当事人没有约定或者无法达成约定的，由仲裁庭指定的鉴定机构鉴定。

根据当事人的请求或者仲裁庭的要求，鉴定机构应当派鉴定人参加开庭。当事人经仲裁庭许可，可以向鉴定人提问。

第三十八条 当事人在仲裁过程中有权进行质证和辩论。质证和辩论终结时，首席仲裁员或者独任仲裁员应当征询当事人的最后意见。

第三十九条 当事人提供的证据经查证属实的，仲裁庭应当将其作为认定事实的根据。

劳动者无法提供由用人单位掌握管理的与仲裁请求有关的证据，仲裁庭可以要求用人单位在指定期限内提供。用人单位在指定

第36条 申立人が書面による通知を受領し、正当な理由なくして出廷を拒否し、又は仲裁廷の同意を経ずして中途退廷した場合には、仲裁申立てを取下げたものとみなすことができる。

被申立人が書面による通知を受領し、正当な理由なくして出廷を拒否し、又は仲裁廷の同意を経ずして中途退廷した場合には、欠席裁定することができる。

第37条 仲裁廷は、専門的な問題について鑑定が必要であると認める場合には、当事者の約定する鑑定機構に引き渡して鑑定させることができ、当事者に約定がなく、又は約定を達成するすべのない場合には、仲裁廷の指定する鑑定機構より鑑定する。

当事者の請求又は仲裁廷の要求に基づき、鑑定機構は、鑑定人を派遣して開廷に参加させなければならない。当事者は、仲裁廷の許可を経て、鑑定人に質問することができる。

第38条 当事者は、仲裁過程において証拠尋問及び弁論をする権利を有する。証拠尋問及び弁論が終結した際に、首席仲裁員又は独任仲裁員は、当事者の最終意見を求めなければならない。

第39条 当事者の提供した証拠が調査を経て事実であると証明された場合、仲裁廷は、当該証拠を事実認定の根拠としなければならない。

使用者により掌握・管理されている仲裁請求と関係する

期限内不提供的，应当承担不利后果。

第四十条 仲裁庭应当将开庭情况记入笔录。当事人和其他仲裁参加人认为对自己陈述的记录有遗漏或者差错的，有权申请补正。如果不予补正，应当记录该申请。

笔录由仲裁员、记录人员、当事人和其他仲裁参加人签名或者盖章。

第四十一条 当事人申请劳动争议仲裁后，可以自行和解。达成和解协议的，可以撤回仲裁申请。

第四十二条 仲裁庭在作出裁决前，应当先行调解。调解达成协议的，仲裁庭应当制作调解书。

调解书应当写明仲裁请求和当事人协议的结果。调解书由仲裁员签名，加盖劳动争议仲裁委员会印章，送达双方当事人。调解书经双方当事人签收后，发生法律效力。

调解不成或者调解书送达前，一方当事人反悔的，仲裁庭应当及时作出裁决。

証拠について、これを労働者が提供するすべのない場合には、仲裁廷は、指定期間内に提供するように使用者に要求することができる。使用者は、指定期間内に提供しない場合、不利な結果を負わなければならない。

第40条 仲裁廷は、開廷状況を記録に記入しなければならない。当事者及びその他の仲裁参加人は、自らの陳述の記録に遺漏又は錯誤があると認める場合、補正を申立てる権利を有する。補正をしない場合には、当該申立てを記録しなければならない。

記録は、仲裁員、記録人員、当事者及びその他の仲裁参加人が署名し、又は捺印する。

第41条 当事者は、労働紛争仲裁を申立てた後に、自ら和解することができる。和解合意に達した場合、仲裁申立てを下げることができる。

第42条 仲裁廷は、判断をする前に、調停を先行させなければならない。

調停により合意に達した場合には、仲裁廷は、調停書を作成しなければならない。

調停書には、仲裁請求及び当事者の合意の結果を記載しなければならない。調停書は、仲裁員が署名し、労働紛争仲裁委員会の印章を捺印し、当事者双方に送達する。調停書は、当事者双方の署名受領を経た後に、法的効力が生ずる。

調停が不調であるか又は調停書が送達される前に、当事者の一方が翻意した場合、仲裁廷は、遅延なく判断をしなければならない。

第四十三条 仲裁庭裁决劳动争议案件，应当自劳动争议仲裁委员会受理仲裁申请之日起四十五日内结束。案情复杂需要延期的，经劳动争议仲裁委员会主任批准，可以延期并书面通知当事人，但是延长期限不得超过十五日。逾期未作出仲裁裁决的，当事人可以就该劳动争议事项向人民法院提起诉讼。

仲裁庭裁决劳动争议案件时，其中一部分事实已经清楚，可以就该部分先行裁决。

第四十四条 仲裁庭对追索劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金的案件，根据当事人的申请，可以裁决先予执行，移送人民法院执行。

仲裁庭裁决先予执行的，应当符合下列条件：

- （一）当事人之间权利义务关系明确；
- （二）不先予执行将严重影响申请人的生活。

劳动者申请先予执行的，可以不提供担保。

第四十五条 裁决应当按照多数仲裁员的意见作出，少数仲裁员的不同意见应当记入笔录。仲裁庭不能形成多数意见时，裁决应当按照首席仲裁员的意见作出。

第43条 仲裁廷は、労働紛争案件を判断する場合、労働紛争仲裁委員会が仲裁申立てを受理した日から45日以内に終了しなければならない。事案が複雑であり延期が必要である場合には、労働紛争仲裁委員会主任の承認を経て延期することを可能とし、なおかつ書面により当事者に通知しなければならない。但し、延長期間は、15日を超えてはならない。期限を徒過して仲裁判断をしない場合には、当事者は、当該労働紛争事項について人民法院に訴訟を提起することができる。

仲裁廷は、労働紛争案件を判断する際に、その一部の事実が既に明確である場合には、当該一部について判断を先行させることができる。

第44条 仲裁廷は、労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金の支払いを請求する案件に対し、当事者の申立てに基づき、先行執行することを判断し、人民法院に移送して執行させることができる。

仲裁廷は、先行執行することを判断する場合には、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。

- （1） 当事者間の権利義務関係が明確であること。
- （2） 先行執行しなければ申立人の生活に重大な影響をもたらすこと。

労働者は、先行執行を申立てる場合、担保を提供しないことができる。

第45条 仲裁判断は、多数仲裁員の意見に従って下されなければならない。少数仲裁員の異なる意見は、記録に記入しなければならない。仲裁廷にて多数意見を形成することがで

第四十六条 裁决书应当载明仲裁请求、争议事实、裁决理由、裁决结果和裁决日期。裁决书由仲裁员签名，加盖劳动争议仲裁委员会印章。对裁决持不同意见的仲裁员，可以签名，也可以不签名。

第46条 仲裁判断書には、仲裁請求、紛争事実、判断理由、判断結果及び判断期日を記載しなければならない。仲裁判断書は、仲裁員が署名し、労働紛争仲裁委員会の印章を捺印する。仲裁判断に対し異なる意見を有する仲裁員は、署名することができ、また、署名しないこともできる。

第四十七条 下列劳动争议，除本法另有规定的外，仲裁裁决为终局裁决，裁决书自作出之日起发生法律效力：

第47条 次の各号に掲げる労働紛争については、本法律に別段の定めのある場合を除き、仲裁判断が終局的なものとなり、仲裁判断書は、作成された日から法的効力が生ずる。

（一）追索劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金，不超过当地月最低工资标准十二个月金额的争议；

(1) 労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金の支払いを請求する場合、当該地区の月最低賃金標準の12か月分の金額を超えない紛争。

（二）因执行国家的劳动标准在工作时间、休息休假、社会保险等方面发生的争议。

(2) 国の労働標準を執行することにより業務時間、休息休暇又は社会保険等の分野において発生した紛争。

第四十八条 劳动者对本法第四十七条规定的仲裁裁决不服的，可以自收到仲裁裁决书之日起十五日内向人民法院提起诉讼。

第48条 労働者は、前条に規定される仲裁判断について不服のある場合、仲裁判断書を受領した日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第四十九条 用人单位有证据证明本法第四十七条规定的仲裁裁决有下列情形之一，可以自收到仲裁裁决书之日起三十日内向劳动争议仲裁委员会所在地的中级人民法院申请撤销裁决：

第49条 使用者は、第47条に規定される仲裁判断が次の各号に掲げる事由の1つに該当することを証明する証拠を有する場合、仲裁判断書を受領した日から30日以内に労働紛争仲裁委員会所在地の中级人民法院に仲裁判断取消しを申立てることができる。

- （一）适用法律、法规确有错误的；
- （二）劳动争议仲裁委员会无管辖权的；
- （三）违反法定程序的；
- （四）裁决所根据的证据是伪造的；

- (1) 法律又は法規の適用に確かに誤りのあるとき。
- (2) 労働紛争仲裁委員会に管轄権がないとき。

（五）对方当事人隐瞒了足以影响公正裁决的证据的；

（六）仲裁员在仲裁该案时有索贿受贿、徇私舞弊、枉法裁决行为的。

人民法院经组成合议庭审查核实裁决有前款规定情形之一的，应当裁定撤销。

仲裁裁决被人民法院裁定撤销的，当事人可以自收到裁定书之日起十五日内就该劳动争议事项向人民法院提起诉讼。

- (3) 法定の手続に違反したとき。
- (4) 仲裁判断の根拠とした証拠が偽造されたものであったとき。
- (5) 相手方の当事者が公正な仲裁判断に影響をもたらすに足る証拠を隠蔽したとき。
- (6) 仲裁員が当該案件を仲裁する際に賄賂を請求し、もしくは收受し、私情により不正をし、又は法を曲げて判断する行為をしたとき。

人民法院は、合議廷を構成して仲裁判断が前項に規定される事由の 1 つに該当することを審査確認した場合には、当該判断を取り消すことを裁定しなければならない。

仲裁判断の取消しが人民法院より裁定された場合、当事者は、裁定書を受領した日から 15 日以内に、当該労働紛争事項について人民法院に訴訟を提起することができる。

第五十条 当事人对本法第四十七条规定以外的其他劳动争议案件的仲裁裁决不服的，可以自收到仲裁裁决书之日起十五日内向人民法院提起诉讼；期满不起诉的，裁决书发生法律效力。

第50条 当事者は、第 47 条に規定される以外のその他の労働紛争案件の仲裁判断について不服のある場合、仲裁判断書を受領した日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。期間が満了し訴訟を提起しない場合には、仲裁判断書は法的効力を発生する。

第五十一条 当事人对发生法律效力的调解书、裁决书，应当依照规定的期限履行。一方当事人逾期不履行的，另一方当事人可以依照民事诉讼法的有关规定向人民法院申请执行。受理申请的人民法院应当依法执行。

第51条 当事者は、法的効力が発生した調停書及び仲裁判断書について、規定される期限に履行しなければならない。当事者の一方が期限を徒過して履行しない場合には、他方当事者は、民事訴訟法の関係規定に基づいて人民法院に執行を申立てることができる。申立てを受理した人民法

院は、法に基づいて執行しなければならない。

#### 第四章 附 则

#### 第 4 章 附則

第五十二条 事业单位实行聘用制的工作人员与本单位发生劳动争议的，依照本法执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，依照其规定。

第52条 事業者が招聘制を実行する職員と当該事業者との間に労働紛争が発生した場合、本法律に基づいて執行する。法律、行政法規又は国務院に別段の定めのある場合には、当該定めに従い執行する。

第五十三条 劳动争议仲裁不收费。劳动争议仲裁委员会的经费由财政予以保障。

第53条 労働紛争の仲裁については、費用を徴収しない。労働紛争仲裁委員会の経費は、財政が保障する。

第五十四条 本法自 2008 年 5 月 1 日起施行。

第54条 本法律は、2008 年 5 月 1 日より施行する。